

(直轄、独法等)

国会公第146号
平成23年11月21日

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成23年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

平成23年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成23年4月1日付け国会公第7号及び平成23年5月2日付け国会公第13号により種々御配慮をお願いしているところであるが、「東日本大震災復興基本法」に基づく東日本大震災からの復興の基本方針における取組みの一環としての被災地域での一般公共事業費及び災害復旧等事業費等（以下「被災地域の復旧・復興事業等」という。）並びに同基本方針における取組みの一環としての被災地域外における一般公共事業費等並びに台風、豪雨等による公共土木施設等の被害を復旧するための災害復旧等事業費等の追加を内容とする第3次補正予算が11月21日に成立したので、これによる追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、航空局、自動車局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成23年度第3次補正予算による追加事業については、東日本大震災からの早期の復旧・復興等を図るため、速やかな実施に努めること。
2. 入札・契約手続の実施に当たっては、透明性及び競争性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等により可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用により、事務の改善及び効率化に努めること。

また、被災地域の復旧・復興事業等については、事業執行の迅速化や効率化

に資するよう、適切な規模での発注に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、被災地域の復旧・復興事業等の円滑化や地域経済への特段の配慮が必要であることから、被災地域における前金払の割合の引上げ及び中間前金払の対象工事の拡大に係る特例等を活用した工事代金の早期支払、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努め、建設企業の資金繰り対策への取組を特に強化すること。また、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。
4. 事業の執行に当たっては、建設労働力・建設資材の需給・価格動向の的確な把握に努めるとともに、できるだけ建設労働力・建設資材の不足及び価格の高騰が生じないように、関係機関と密接に連絡・調整する等事態の推移に応じた所要の対策を迅速に講じ、事業の円滑な実施を期すこと。
5. 平成23年6月28日に閣議決定された「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨等を踏まえ、被災者雇用等にも配慮し、地域の中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

(補助)

国会公第146号-2
平成23年11月21日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通事務次官

平成23年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達した
ところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。